地帯間販売電源料		
地社販売電源料		
合　　計		

原価算定期間を、　年　月から　年　月までの　年として算定した。

（記載注意）

金額の欄は、石油石炭税相当額の変動に係るものを整理すること。

［主な項目の内訳］　　（単位：千円）

燃料費

項　　目	変　動　金　額	備　　考
石炭費		
燃料油費		
火力燃料費　ガス費		
その他		
合　　計		

注　様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第6（第9条第6項関係）

石油石炭税変動相当額と料金収入の変動分の比較表

原価等（千円）	供給先	供給電力量（10^3kWh）	単価（円／kWh）	想定料金収入（千円）	備　考
	（何）				
（　　）	合　計		（　　）	（　　）	

原価算定期間を、　年　月から　年　月までの　年として算定した。

（記載注意）

1　（　）内には、石油石炭税変動相当額に係る原価等を内数として記載すること。

2　（何）の欄には、卸供給について供給先別に記載すること。

（参考）供給先別料金収入内訳

供給先	供給電力量（10^3kWh）	想定料金収入（千円）	備　考
（何）		（　　）	
合　計		（　　）	

（記載注意）

1　（　）内には、石油石炭税変動相当額に係る想定料金収入を内数として記載すること。

2　（何）の欄には、原価算定期間における卸供給以外の電気の供給について供給先別に記載すること。

注　該当すべき事項がないときは、表の作成又は記載を省略することができる。

（送配電等業務支援機関に関する省令の1部改正）

第五条　送配電等業務支援機関に関する省令（平成十五年経済産業省令第百五十五号）の1部を次のように改正する。

第四条第四号を削り、同条第五号中「構成員（電気事業者を除く。）並びに構成員以外の者であって」を削り、「（電気事業者」を「（電気供給事業者」に改め、「苦情の処理」の下に「及び紛争の解決」を加える。

第六条第四号中「電気事業者及び構成員（電気事業者を除く。）」を「電気供給事業者」に改め、同条第五号中「電気事業者、構成員（電気事業者を除く。）並びに構成員以外の者であって」を「電気供給事業者並びに」に、「（電気事業者」を「（電気供給事業者」に、「の実施の基準及び方法」を「及び紛争の解決の対象、実施の基準及び方法その他の実施の要領」に改める。

第十1条第1項第三号中「苦情の処理」の下に「及び紛争の解決」を加え、「及び当該」を「並びに当該」に改める。

（電気関係報告規則の1部改正）

第六条　電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）の1部を次のように改正する。

第二条中「特定電気事業者」の下に「（接続供給を受ける特定電気事業者を除く。）」を加える。

（ガス事業法施行規則の1部改正）

第七条　ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）の1部を次のように改正する。

第二条第二項表中

「十　法第二十五条第1項又は第二項の届出	ガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長」
十一　法第三十六条の二第1項、第二項、第七項又は第八項の届出	

を

「十　法第十七条第十二項の届出	ガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長」
十一　法第二十五条第1項又は第二項の届出	
十二　法第三十六条の二第1項、第二項、第七項又は第八項の届出	

に

改める。